

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

構造改革特別区域における「保育所における保育士配置要件の
緩和事業」について

保育所における保健師又は看護師の配置については、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第二項の規定により、乳児6人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士と見なすことができるとされてきたところであるが、保健師又は看護師の配置については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において、「乳児を4人以上6人未満入所させる保育所については、保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能となるよう、特区において必要な措置を講ずる。」とされたところである。

今般、この決定を踏まえ、下記のとおり、本日公布、即日施行された「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」（平成22年厚生労働省令第 号。）により、乳児を4人以上6人未満入所させる保育所については、特区の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）に定める保育士の数の算定について、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入すること認めることとした。

この主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内市町村及び関係者へ周知し、本通知に基づき事業が円滑に実施できるようご配慮をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令（平成15年厚生労働省令第132号）の改正内容（特区省令第2条関係）

第2条として、乳児を4人以上6人未満を入所させる保育所においては、特区事業として、最低基準に定める保育士の数の算定について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1名に限って保育士と見なすことができる旨を追加するものであること。